

## 青の煌めきあおもり国スポ 合同配宿実施方針

青の煌めきあおもり国スポに参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者の配宿について、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。なお、会場地委員会を設置しない市町村については、当該市町村とする。）は、合同の配宿本部を設置し、宿泊施設を一元管理するとともに、一括して配宿を行うことにより、業務の省力化と経費節減を図り、効率的かつ円滑に配宿業務を実施する。

### 1 合同配宿の体制

#### (1) 合同配宿の実施

短期間に集中する配宿業務を効率的かつ円滑に実施するため、宿泊施設を一元管理するとともに、一括して配宿（以下「合同配宿」という。）を行う。

#### (2) 合同配宿本部及び配宿センターの設置

県委員会及び会場地委員会は、「青の煌めきあおもり国スポ合同配宿本部（仮称）」を設置するとともに、合同配宿本部の業務を円滑に推進するため、事業者が配宿業務に従事するための配宿センターを設置する。

#### (3) 配宿センターとの連携

配宿可能地域の宿泊施設データや配宿状況等を把握するため、県委員会及び会場地委員会と配宿センターとの間をインターネット等のネットワークを構築して、連携を図る。

## 2 配宿分担

県委員会及び会場地委員会は、以下のとおり分担して配宿する。

県委員会 (主に開・閉会式に係る参加区分)	会場地委員会 (主に競技の実施に係る参加区分)
<ul style="list-style-type: none"><li>・大会役員</li><li>・特別招待者</li><li>・都道府県本部役員</li><li>・宮内庁関係者</li><li>・正規視察員</li><li>・報道員</li><li>・その他視察員</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・選手、監督</li><li>・競技会役員</li><li>・競技役員</li></ul>

## 3 業務委託

### (1) 概要

合同配宿の実施にあたっては、必要な配宿システムの構築、宿泊施設実態調査の実施、仮配宿計画の作成、客室の確保・調整、配宿センターの設置・運営、本配宿等の業務について別紙「青の煌めきあおもり国スポ合同配宿業務委託概要」を基本として、事業者へ委託する。

### (2) 契約方法

合同配宿の業務委託（以下「合同配宿業務委託」という。）は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度まで、年度ごとに、県委員会が一括して事業者と契約を締結する。

## 4 経費負担

### (1) 県委員会及び会場地委員会の経費負担割合

県委員会と会場地委員会は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの合同配宿業務委託に係る総経費の2分の1をそれぞれ負担する。

## (2) 各会場地委員会の負担額

各会場地委員会は、全ての会場地委員会が均等に負担する「固定割負担額」と宿泊施設への配宿実績人数に応じて負担する「比例割負担額」の合計を負担する。

### ア 固定割負担額

令和8(2026)年度の委託業務に関する業務管理費（委託経費の10%程度）の2分の1を各会場地委員会が均等に負担する。

### イ 比例割負担額

$$\text{比例割負担額} = \left( \frac{\text{合同配宿業務委託に係る総経費}}{2} - \text{固定割負担額} \right) \times \frac{\text{会場地委員会の配宿実績人数}}{\text{総配宿実績人数}}$$

会場地委員会が負担する合計額（上記4(1)で算定した額）から固定割負担額（上記4(2)アで算定した額）の合計を除いた額について、会場地委員会ごとの宿泊施設への配宿実績人数（※）により按分した額を負担する。

なお、転用施設等への配宿人数については、当該施設の確保及び配宿調整業務等を各会場地委員会が直接行うため、比例割負担額の算出対象に含めない。

※1つの競技種別を複数市町村で開催する場合の配宿実績人数の考え方は、その競技種別が行われる会場地委員会間で協議し、決定した方法による。

## 5 負担額の精算

令和8(2026)年度の国スポ終了後、県委員会と各会場地委員会の負担額を上記4に基づき確定し、令和8(2026)年度中の県委員会が定める期日までに精算する。

6 業務分担

	ア 県委員会	イ 会場地委員会
令和6 (2024) 年 度 ・ 令和7 (2025) 年 度	<ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 合同配宿業務に係る事業者の委託契約の締結</li> <li>(イ) 宿泊施設実態調査の実施と活用</li> <li>(ウ) 宿舎説明会の開催</li> <li>(エ) 宿泊施設の客室確保及び総合調整</li> <li>(オ) 仮配宿計画（第二次、第三次）の作成に係る総合調整</li> <li>(カ) 広域配宿の調整</li> <li>(キ) 施設別適用宿泊料金の調整</li> <li>(ク) 配宿センターの設置準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 配宿における各競技団体との連絡調整</li> <li>(イ) 宿泊施設実態調査の報告</li> <li>(ウ) 宿舎説明会の開催</li> <li>(エ) 委託業者を活用した宿泊施設の客室確保及び個別調整</li> <li>(オ) 委託業者を活用した仮配宿計画（第二次、第三次）の作成及び報告</li> <li>(カ) 委託業者を活用した広域配宿先の宿泊施設の客室確保及び個別調整</li> <li>(キ) 転用施設等の利用調整及び不足備品等の補完対策</li> </ul>
令和8 (2026) 年 度	<ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 合同配宿業務に係る事業者との委託契約の締結</li> <li>(イ) 宿泊施設の客室確保及び総合調整</li> <li>(ウ) 仮配宿計画（最終）の作成に係る総合調整</li> <li>(エ) 広域配宿の調整</li> <li>(オ) 施設別適用宿泊料金の調整</li> <li>(カ) 宿泊意向調査の実施</li> <li>(キ) 宿舎説明会の開催</li> <li>(ク) 宿泊仮申込の実施</li> <li>(ケ) 宿舎申込、変更、取消の受付業務及びそれに伴う対応</li> <li>(コ) 宿舎決定通知書、変更・取消通知書の送付</li> <li>(サ) 宿泊施設への本配宿業務</li> <li>(シ) 宿泊実績等統計処理</li> <li>(ス) 配宿センターの設置・運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 宿泊意向調査等に係る各競技団体との連絡調整</li> <li>(イ) 宿舎説明会の開催</li> <li>(ウ) 委託業者を活用した宿泊施設の客室確保及び個別調整</li> <li>(エ) 委託業者を活用した仮配宿計画（最終）の作成及び報告</li> <li>(オ) 委託業者を活用した広域配宿先の宿泊施設の客室確保及び個別調整</li> <li>(カ) 宿泊仮申込結果の確認</li> <li>(キ) 宿泊施設への本配宿結果の確認</li> <li>(ク) 転用施設等への本配宿業務</li> </ul>

## 7 その他

この方針に定めるもののほか、合同配宿の実施に関して必要な事項は、県委員会と会場地委員会が協議して定める。

## 青の煌めきあおもり国スポ 合同配宿業務委託概要

	業務内容
令和6年度	配宿システムの基本設計
	システムの基本設計
	各種プログラムの作成
	システムの運用テスト及びメンテナンス
	運用手順書の作成
	宿泊施設実態調査
	調査票作成
	調査票の回収、集計・結果分析、調査結果報告
	食事提供方法の検討及び対策
	調査結果に基づく管理データ（宿泊マスター）の作成
	第二次仮配宿計画の作成
	配宿シミュレーションの実施
	配宿シミュレーション結果分析、充足対策等の検討
	宿泊施設の客室確保
	関係機関（事業者、宿泊施設等）との調整
	事業者保有枠の確保調整
宿舎説明会の実施	
宿泊施設別適用宿泊料金（案）の設定	
負け帰り対策の提案	
令和7年度	配宿システムの設計修正、プログラム修正、運用手順書の修正
	宿泊施設実態調査の補完調査（新規、追加、変更）
	宿泊意向調査の実施
	第三次仮配宿計画の作成
	配宿シミュレーションの実施
	配宿シミュレーション結果分析、充足対策等の検討
	宿泊施設の客室確保及び食事対策
	宿泊施設別適用宿泊料金の決定及び宿泊施設との協定書の締結
	宿舎説明会の実施
	負け帰り対策の提案
配宿センターの設置準備	

令和8年度	配宿センターの設置・運営
	配宿システムの運用
	宿泊施設実態調査の補完調査（新規、追加、変更）
	営業宿泊施設の客室確保
	宿泊施設別適用宿泊料金の決定及び宿泊施設との協定書の締結
	宿泊意向調査の実施
	最終仮配宿計画の作成
	宿舎説明会の実施
	宿泊仮申込調査の実施
	負け帰り対策の実施
	本配宿業務
	宿泊申込書の作成・発送
	宿泊申込受付、配宿調整等
	宿舎決定通知書の発送
	宿舎変更・取消等に関する調整
	問い合わせ対応
	配宿実績等統計処理
配宿実績に基づく負担額の確定及び精算	

※上記委託内容は、現段階の想定案であり、各業務内容の詳細及び実施年度等については、委託業者選定後に当該業者と別途協議した上で決定する。